

インマヌエル中目黒キリスト教会

2016年1月31日聖日礼拝

使徒の働き連講(68)

「曇りなき良心」

使徒の働き24章1-26節

竿代照夫牧師

聖書朗読

新約聖書

使徒の働き

24章1節-26節

聖書本文は新改訳聖書第三版
(©新日本聖書刊行会) を使用しています

第二版の聖書は 255 ページ

第三版の聖書は 278 ページ

- 1 五日の後、大祭司アナニヤは、数人の長老およびテルトロという弁護士といっしょに下って来て、パウロを総督に訴えた。
- 2 パウロが呼び出されると、テルトロが訴えを始めてこう言った。「ペリクス閣下。閣下のおかげで、私たちはすばらしい平和を与えられ、また、閣下のご配慮で、この国の改革が進行しておりますが、
- 3 その事実をあらゆる面において、また至る所で認めて、私たちは心から感謝しております。

- 4 さて、あまりご迷惑をおかけしないように、ごく手短かに申し上げますから、ご寛容をもってお聞きくださるようお願いいたします。
- 5 この男は、まるでペストのような存在で、世界中のユダヤ人の間に騒ぎを起こしている者であり、ナザレ人という一派の首領でございます。
- 6 この男は宮さえもけがそうとしましたので、私たちは彼を捕らえました。

- 8 閣下ご自身で、これらすべてのことについて彼をお調べくださいますなら、私たちが彼を訴えております事がらを、おわかりになっていただけるはずです。」
- 9 ユダヤ人たちも、この訴えに同調し、全くそのとおりだと言った。
- 10 そのとき、総督がパウロに、話すようにと合図したので、パウロはこう答えた。
「閣下が多年に渡り、この民の裁判をつかさどる方であることを存じておりますので、私は喜んで弁明いたします。」

- 11 お調べになればわかることですが、私が礼拝のためにエルサレムに上って来てから、まだ十二日しかたっておりません。
- 12 そして、宮でも会堂でも、また市内でも、私のだれかと論争したり、群衆を騒がせたりするのを見た者はありません。
- 13 いま私を訴えていることについて、彼らは証拠をあげることができないはずで
す。

- 14 しかし、私は、彼らが異端と呼んでいるこの道に従って、私たちの先祖の神に仕えていることを、閣下の前で承認いたします。私は、律法にかなうことと、預言者たちが書いていることとを全部信じています。
- 15 また、義人も悪人も必ず復活するという、この人たち自身も抱いている望みを、神にあって抱いております。
- 16 そのために、私はいつも、神の前にも人の前にも責められることのない良心を保つように、と最善を尽くしています。

- 17 さて私は、同胞に対して施しをし、また供え物をささげるために、幾年ぶりかで帰って来ました。
- 18 その供え物のことで私は清めを受けて宮の中にいたのを彼らに見られたのですが、別に群衆もおらず、騒ぎもありませんでした。ただアジヤから来た幾人かのユダヤ人がおりました。
- 19 もし彼らに、私について何か非難したいことがあるなら、自分で閣下の前に来て訴えるべきです。

20 でなければ、今ここにいる人々に、議会の前に立っていたときの私にどんな不正を見つけたかを言わせてください。

21 彼らの中に立っていたとき、私はただ一言、『死者の復活のことで、私はきょう、あなたがたの前でさばかれていますのです』と叫んだにすぎません。」

22 しかしペリクスは、この道について相当詳しい知識を持っていたので、「千人隊長ルシヤが下って来るとき、あなたがたの事件を解決することにしよう」と言って、裁判を延期した。

- 23 そして百人隊長に、パウロを監禁する
ように命じたが、ある程度の自由を与え、
友人たちが世話をすることを許した。
- 24 数日後、ペリクスはユダヤ人である妻
ドルシラを連れて来て、パウロを呼び出
し、キリスト・イエスを信じる信仰につ
いて話を聞いた。
- 25 しかし、パウロが正義と節制とやがて
来る審判とを論じたので、ペリクスは恐
れを感じ、「今は帰ってよい。おりを見
て、また呼び出そう」と言った。

26 それとともに、彼はパウロから金をもらいたい下心があったので、幾度もパウロを呼び出して話し合った。

説教

使徒の働き連講（67）

「曇りなき良心」

使徒の働き 24章1節-26節

竿代照夫牧師

主テキスト

「私はいつも、神の前にも人の前にも責められることのない良心を保つように、と最善を尽くしています。」

(使徒の働き 24 : 16)

A . パウロの捕縛と裁判（前回までのまとめ）

1 . 捕縛とサンヒドリンでの尋問

- ・エルサレムで騒動に巻き込まれる
（56年）
- ・ローマ駐屯兵によって救出される
- ・サンヒドリンで尋問される

A . パウロの捕縛と裁判（前回までのまとめ）

2 . カイザリヤへの護送と審判開始

- ・カイザリヤへの護送

- ・カイザリヤ（絵図参照）

- ・裁判記録の意義：

キリスト教の市民権を立証

- ・ペリクス総督（52 - 59年）

情欲と残忍の「悪代官」

A . パウロの捕縛と裁判（前回までのまとめ）



カイザリヤ

B . カイザリヤでの裁判 (24 章)

1 . ユダヤ人たちの空疎な訴え (1 ~ 9 節)

- ・ 訴訟人 : 大祭司アナニヤ、長老たち、
弁護士テルトロ
- ・ 総督へのへつらい
- ・ 曖昧な訴因 : 社会の攪乱、神殿冒瀆
- ・ 立証責任放棄 : 裁判長に「一任」

B . カイザリヤでの裁判 (2 4 章)

2 . パウロの真実な弁明 (1 0 ~ 2 1 節)

- ・ 事実の客観的説明

時間を追って、出来事を淡々と

- ・ 曇りなき良心の主張

「私はいつも、神の前にも人の前にも責められることのない良心を保つように、と最善を尽くしています。」

良心（心の道徳的判断力）は、汚されることも（テトス 1 : 1 5）、弱くなることもある（1コリント 8 : 7）が、清く保たねばならない

B . カイザリヤでの裁判 (2 4 章)

2 . パウロの真実な弁明 (1 0 ~ 2 1 節)

- ・ 聖書預言の成就としてのキリスト
- ・ 当事者の無責任を非難

B . カイザリヤでの裁判 (2 4 章)

3 . ペリクスの無責任な対応 (2 2 ~ 2 6 節)

- ・ 事件を先延ばしにする
- ・ 良心の嘸きに耳を塞ぐ
- ・ 賄賂を要求する

終わりに

最善を尽くして清い良心を保とう

- 「責められるところのない」良心こそ、
幸福の基（詩篇 32：1）
- 「最善を尽くす」（スポーツ選手のように自分を鍛錬する）心の営みを身に着けよう